

約款改正内容について

今回の約款改正のポイントは、以下のとおりです。

1 BWシステム改修に伴う対応について

(1) 勘定を跨ぐ再投資対応

BWシステムの改修により、顧客が旧一般NISAで保有する銘柄（ただし、新NISAの成長投資枠で購入可能な銘柄に限ります。）から2025年1月1日以降に生じた分配金について、成長投資枠で再投資することが可能になりますので、関係する約款にその旨を追記します。

また、顧客が成長投資枠で保有する銘柄の分配金を成長投資枠で再投資可能であること、つみたて投資枠で保有する銘柄の分配金をつみたて投資枠で再投資可能であること、それ以外の分配金の再投資は不可であることをあわせて明記します。

【「非上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、「NISA約款」といいます。）】第12条第3項

【投資信託累積投資規定】第7条第3項ただし書き

【各再投資受入勘定（つみたて投資枠・成長投資枠）への分配金再投資の受入可否】

（「○」は受入可、「×」は受入不可）

| 投資信託 累積投資規定 | 投信保有勘定 | 再投資受入勘定 | システム 改修前 | システム 改修後 |
|----------------|----------|---------|-------------|-------------|
| 第7条第3項 | 一般NISA | つみたて投資枠 | × | × |
| | | 成長投資枠 | × | ○ (※) |
| 第7条第4項 | つみたてNISA | つみたて投資枠 | × | × |
| | | 成長投資枠 | × | × |
| 第7条第5項 | つみたて投資枠 | つみたて投資枠 | ○ | ○ |
| | | 成長投資枠 | × | × |
| 第7条第6項 | 成長投資枠 | つみたて投資枠 | × | × |
| | | 成長投資枠 | ○ | ○ |

(※) 成長投資枠で買付可能な銘柄に限ります。毎月分配型など成長投資枠で買付不能な銘柄は除きます。

(2) NISA 売却優先指定対応

従来、BWシステムでは、先入れ先出しの考え方の下、預り取得日の古い順に解約される仕様となっており、同一ファンドで旧NISAと新NISAの預りを保有している場合、新NISAの預りを優先して解約することは出来ませんでした。今回の改修により、解約申込み時に顧客が指定した場合に限り、新NISA預りから優先的に売却することが可能となりますので、NISA約款にその内容を定めます。

新NISA制度では、新たに生涯非課税枠（簿価）が管理されるようになり、商品を売却した場合、翌年以降、その売却した商品の簿価の分だけ非課税投資枠が復活し、再利用が可能です。そのため、今後、旧NISA預りよりも、生涯非課税枠が復活する新NISA預りを先に売却したいという顧客ニーズも想定されます。

【NISA約款】第12条第5項ただし書き

【例：NISA適用年が2021年～2025年の預りを保持しており、全ての預りが解約対象となる口数を指定して売却した場合】

| 預り | | 売却される順番 | |
|---------|-------------|----------------|--------------------|
| NISA適用年 | 旧NISA/新NISA | 「△：初期値」を選択した場合 | 「1：成長/つみたて」を選択した場合 |
| 2021年 | 旧NISA | 1番目 | 3番目 |
| 2022年 | 旧NISA | 2番目 | 4番目 |
| 2023年 | 旧NISA | 3番目 | 5番目 |
| 2024年 | 新NISA | 4番目 | 1番目 |
| 2025年 | 新NISA | 5番目 | 2番目 |

(※1) BWシステムの注文(本部)画面において、「NISA売却優先区分」に「△：初期値」を選択した場合、既存仕様と同様に、先入れ先出しにてNISA適用年が古い順に売却されます。旧NISA預りを超過する解約の場合、旧NISA預りの売却後、新NISA預りでNISA適用年が古い順に売却されます。

(※2) BWシステムの注文(本部)画面において、「NISA売却優先区分」に「1：成長/つみたて」を選択した場合、新NISA預りのなかで、NISA適用年が古い順に売却されます。新NISA預りを超過する解約の場合、新NISA預りの売却後、旧NISA預りでNISA適用年が古い順に売却されます。

2 非課税口座における分配金再投資について

(1) 新NISAにおける分配金の再投資

顧客が新NISAの特定累積投資勘定(つみたて投資枠)および特定非課税管理勘定(成長投資枠)で保有する投資信託の収益分配金は、2024年1月以降、各勘定においてその非課税限度額を超えない範囲で再投資され、超える部分は課税口座で再投資されていましたが、従来、約款にその旨の明確な定めがなかったため、今回その定めを追加します。

【投資信託累積投資規定】第7条第5項から第7項

(2) 成長投資枠の年間投資枠

成長投資枠の年間240万円の投資枠には分配金再投資分が含まれる旨を明記します。

【NISA約款】第12条第2項

(3) 非課税管理勘定の定義

「非課税管理勘定」を定義するために投資信託累積投資規定第7条第3項において引用していた「租税特別措置法第37条の14第5項第2号」は、「租税特別措置法第37条の14第5項第3号」の誤りであったため、訂正します。

【投資信託累積投資規定】第7条第3項

3 非課税口座での取引である旨の申し出について

顧客が非課税口座および課税口座で同一銘柄の投資信託を保有する場合において、非課税口座で保有する当該ファンドを譲渡する場合には、従来、新NISAのつみたて投資枠、成長投資枠のいずれにおいて保有するファンドの取引であるかを顧客が申し出る旨を定めてい

ましたが、これらに加えて旧一般NISA、旧つみたてNISAも含めたいずれにおいて保有するファンドの取引であるかを顧客から申し出を受ける必要があるため、顧客の申し出対象に旧一般NISA（非課税管理勘定）および旧つみたてNISA（累積投資勘定）を追加します。

【NISA約款】第12条第5項

4 「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」の申込方法について

「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」のファンドコードには「14082910」と「14082920」の2種類があり、「14082920」はつみたて投資枠の利用を目的として、「14082910」はそれ以外用としてご利用いただいておりますので、約款においてもそのように読めるように改正します。

【「JAの投信つみたてサービス」取扱規定】第3条第3項

以 上